## 秘密保持契約書(サンプル)

学校法人 長崎総合科学大学 〇〇研究代表者〇〇(以下「甲」という)と、〇〇〇〇〇 (以下「乙」という)とは、〇〇〇〇〇〇大術に関する検討(以下「本検討」という)を行い共同研究の可否を決定するため、相互に技術的知見を開示するにあたり、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲及び乙は、本検討に関して相互に開示した技術情報及び相互の接触交流により 知り得た相手方の営業秘密(以下「秘密情報」という)を、相手方の事前の文書に よる承諾なしに第三者に漏洩してはならない。ただし、次のものは秘密保持の対象 から除外する。
  - (1) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの。
  - (2) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
  - (3) 開示を受けた際、甲乙それぞれの責によらないで公知又は公用となったもの。
- 第2条 甲及び乙は、秘密情報を相手方の承諾なしに本検討以外の目的に使用してはならない。
- 第3条 甲及び乙は、本検討の結果共同研究を行うに至った場合、別途共同研究契約を締結することとする。
- 第4条 甲及び乙は、本検討の結果共同研究に至らなかった場合、本契約の終了後直ちに、 秘密情報に係る書類(複写及び複製したものを含む)を相手方に返還するものとす る。
- 第5条 本契約の有効期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までと する。
- 第6条 本契約に定めのない事項又は疑義のある事項については、協議のうえ決定する。 本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 長崎市網場町536 学校法人 長崎総合科学大学